

ス感染症対策支援

新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置に伴い、外出自粛要請や学校の臨時休校、事業の臨時休業等が行われ町民生活に大きな影響が生じています。

町では、町民の皆さん的生活を支援するために、以下の取組等を行います。【5月21日時点】
(新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は町HPでご確認ください。)

新生児臨時特別給付金(町独自)

給付対象者

令和2年4月28日～令和3年4月1日に生まれた子
(出生により神戸町に住民登録した子に限る。)

給付額

給付対象者1人につき10万円

申請・受給者

原則、給付対象者の児童手当を受給する方

問い合わせ先 子ども家庭課 ☎ 27-0176

国民健康保険、後期高齢者医療保険制度 の傷病手当金・減免等

●国民健康保険・後期高齢者医療制度の 傷病手当金

対象者 被用者のうち新型コロナウイルス感染症に感染
(発熱等の症状があり感染が疑われる方を含む)
し、4日以上その療養のために働くことができない方

問い合わせ先 住民保険課 ☎ 27-0174

●国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の 減免等

対象者

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負ったとき
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等の減少が次の3項目全てに該当するとき
 - ①事業収入等のいずれかの減少額が前年の事業収入等の10分の3以上
 - ②前年の合計所得金額が1,000万円以下
 - ③減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

問い合わせ先 住民保険課 ☎ 27-0174

上水道基本料金の免除(町独自)

対象者

神戸町内で上水道を給水している全ての世帯及び事業者
免除となる料金

上水道基本料金

免除の期間

令和2年7月～12月請求分までの6ヶ月間

免除の方法

- ・神戸町が上水道を供給している区域(神戸町内に限る)
上水道料金の請求から基本料金を差し引く方法で実施
(申請手続きは不要)
- ・近隣市町が神戸町内に上水道を供給している区域の方は、
個別に基本料金相当額を助成する方法で実施します。

問い合わせ先 上下水道課 ☎ 27-0179

上水道料金・下水道使用料の支払猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、上水道料金・下水道使用料の納付が困難になった場合は、納期限の延長(猶予)が適用される制度があります。

問い合わせ先 上下水道課 ☎ 27-0179

町税の特例猶予

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が大幅に減少し、町税を一時に納付することが困難である場合には、納税を猶予する制度があります。

問い合わせ先 税務課 ☎ 27-0173

各種証明書の郵送申請実施

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、戸籍証明書、住民票の写し、町税に関する証明書の交付請求が郵便で行えます。

問い合わせ先 住民保険課 ☎ 27-0174

税務課 ☎ 27-0173

事業者の皆さんへ 給付金や融資制度等のご案内

●持続化給付金

給付上限額 法人200万円、個人事業者等100万円

問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター

☎ 0120-115-570

※具体的な内容や条件については、経済産業省のホームページをご覧ください。

●雇用調整助成金

労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当の一部を助成します。

問い合わせ先 ハローワーク大垣

☎ 73-9296

●新型コロナウイルス感染症対策資金

融資限度額 運転・設備8,000万円

融資利率 年1.0%

信用保証料負担 年0.5%

問い合わせ先 岐阜県商工労働部商業・金融課

☎ 058-272-8389

●新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金

業務転換など、事業の継続に向けた取組みに対する補助
補助率 2/3

補助上限 150万円

問い合わせ先 岐阜県商工会連合会持続化補助金事務局

☎ 058-201-0182

生活支援等の制度のご案内

●特別定額給付金

給付額 1人につき10万円

対象 基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている方。受給者は世帯主。

問い合わせ先 まちづくり戦略課 ☎ 27-0185

●子育て世帯への臨時特別給付金

給付額 対象児童一人につき1万円

対象者 令和2年4月分の児童手当を受給している方

※所得制限額を超えている「特例給付」の受給者は対象になりません。

対象児童 令和2年4月分の児童手当の支給対象となる児童。ただし、同年3月分の支給対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象。

問い合わせ先 子ども家庭課 ☎ 27-0176

●生活福祉資金貸付制度（緊急小口資金）

貸付上限額 20万円以内(無利子・保証人不要)

償還期間 2年以内(措置期間1年)

問い合わせ先 神戸町社会福祉協議会

☎ 28-0223

●住宅確保給付金

支給上限額 家賃相当額(上限あり)

支給期間 原則3か月

問い合わせ先 西濃総合庁舎支援窓口

☎ 0800-200-2532

●小学校休業等対応支援金

小学校の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で、仕事をする保護者へ支援金を支給。

問い合わせ先 学校等休業助成金・支援金等

相談コールセンター

☎ 0120-60-3999

●国民年金保険料の減免、免除

対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方

問い合わせ先 日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」

☎ 0570-003-004

大垣年金事務所 ☎ 78-5166

住民保険課 ☎ 27-0174

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方に対して、様々な支援制度を紹介する総合相談窓口を設置しました。

新型コロナウイルス対策支援 総合相談窓口 まちづくり戦略課 ☎ 27-0172